

平成十三年度の水田農業経営確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(衆第三号)(衆議院提出)要旨

る法律案(衆第三号)(衆議院提出)要旨

本法律案は、米の生産調整の推進に資するため、平成十三年度に政府等から交付される水田農業経営確立助成補助金等について、税制上の軽減措置を講ずるものであり、その内容は次のとおりである。

一、個人が交付を受ける同補助金等については、一時所得の収入金額とみなすとともに、転作に伴う特別支出費用等は、その収入を得るために支出した金額とみなす。

二、農業生産法人については圧縮記帳の特例を設け、当該法人が交付を受ける同補助金等については、交付を受けた後二年以内に、事業の用に供する固定資産の取得又は改良に充てる場合には、圧縮額を損金に算入する。

なお、本法律施行に伴う平成十三年度における租税の減収見込額は、約五億円である。